

嵯峨野こども園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 梅ノ宮乳児保育園
所 在 地	京都市右京区梅津フケノ川町 9
電 話 番 号	075-881-0606
代表者氏名	理事長 石田 公和

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	嵯峨野こども園
施 設 の 所 在 地	京都市右京区嵯峨野千代ノ道町 14-3
連 絡 先	電話番号 075-881-2037 F A X 075-861-1199
管 理 者	園長 石田 公和
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 3人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 66人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 44人
開 設 年 月 日	昭和47年 10月 1日
事 業 所 番 号	京都市準ずる

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。

- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 保育目標を「楽しい保育園」とし、園児にとって保育園に来るのが楽しいと思えるように取り組んでいます。また、保護者にも、職員にも楽しい保育園であるよう願っています。 情操、リズム、放送教育を三本の柱として、日頃の保育を展開しています。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	816.83 m ²
	園庭	517.63 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート二階
	延べ面積	562.74 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
調乳室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	6 室	0 歳児～5 歳児迄各 1 室
遊戯室（ホール）	1 室	
調理室	1 室	
組立プール		夏季の水遊び、プール指導時に使用。
屋上人工芝テラス	2 ヶ所	

5 職員の設置状況

職 種	員数	備考
園長	1	
副園長	1	
教頭	1	
主幹保育教諭	2	
指導保育教諭	4	
保育教諭	6	
栄養士	1	
調理員	2	

※ 当園では、「京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例」に定める基準に基づき、幼児教育・保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	保育時間常勤
副園長	同上
教頭	勤務時間帯（7：15～18：15）シフト制による
主幹保育教諭	同上
指導保育教諭	同上
保育教諭	同上
栄養士	勤務時間帯 平日（8：30～16：30）土曜（8：30～14：00）
調理員	同上

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 幼児教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び年末年始（12月29日から1月3日）（※注）
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

7 幼児教育・保育の提供時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間	8時30分～15時30分 (※注1)
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時15分～18時15分 (※注2)
	保育短時間 (最大8時間)	8時30分～16時30分 (※注3)

(※注1) 15時を超えて保育を必要とされる場合は、時間外保育事業となり別途時間外保育料負担が必要となります。

また、最終登園時間は9時となっております。9時までに登園していただきますようお願いします。都合によりやむを得ない場合は、園に電話等で遅刻事由と登園時間をお伝え下さい。

(※注2) 7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定させていただきます）。

なお、7時15分から18時15分までの範囲以外の時間帯においての利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途時間外保育料負担が必要となります。

また、最終登園時間は9時となっております。9時までに登園していただきますようお願いします。都合によりやむを得ない場合は、園に電話等で遅刻事由と登園時間をお伝え下さい。

(※注3) 8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯においての利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途時間外保育料負担が必要となります。

また、最終登園時間は9時となっております。9時までに登園していただきますようお願いします。都合によりやむを得ない場合は、園に電話等で遅刻事由と登園時間をお伝え下さい。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

(2) 乳児には健康的な良い環境の中で、個人差に留意しながら保育をし、幼児には個別指導を中心として、安全健康、運動機能の発達を助け生活指導に重点を置き保育を行います。

(3) 送迎

保護者による送迎。自転車、自家用車にて送迎可。送迎ピーク時は駐車場等混み合いますので譲り合ってご利用下さい。送迎時の事故等のトラブルは一切責任を負いません。交通法やマナーをお守り下さい。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) 保育料等利用負担金の未払い、契約不履行等その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	土井小児科
医院長名	土井 康生
所在地	京都市西京区桂北滝川町 81-2
電話番号	075-393-1566

(2) 歯科

医療機関の名称	浅井歯科医院
医院長名	浅井 計征
所在地	京都市西京区松尾木ノ曾町 58-5
電話番号	075-391-0118

(3) 耳鼻咽喉科

名 称	神谷耳鼻咽喉科医院
薬 剤 師 名	神谷 勝久
所 在 地	京都市右京区常盤馬塚町 15 スギ薬局 2F
電 話 番 号	075-861-7080

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に 38.0℃ を超える発熱や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先等もしくは医療機関へ連絡を行いますので、速やかにお迎えに来てください。

また、万が一の負傷の場合は最寄りの救急病院を利用致します。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 副園長 石田 修一郎 ・解決責任者 園長 石田 公和 ・ご利用時間 9:00~17:00 ・電話番号 075-881-2037 ・FAX 075-861-1199 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	京都経営者協会 電話番号 075-361-8406 CCN 専務理事 向井伸和美

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を保護者会にて設置しています。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

15 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

対象児	項目	内容、負担を求める理由 及び目的	金額
新入園児	新入 2,3 号認定子どもに係る実費(名札等)	名札、氏名ゴム印等、在籍中に必須となる備品	実費 (1,600 円程度)
0、1、2 歳児	3 号認定子どもに係る実費(おたより帳代)	家庭と保育園との密な連絡を取る手段の一つとして実施。	実費 1 冊 150 円
幼児進級時	1,2 号認定子どもに係る教材・教具(就学前迄使用)	幼児の保育の中で使用する教材教具実費分を徴収致します。	実費 (7,000 円程度)
幼児進級時	1,2 号認定子どもに係る制服等(就学前迄使用)	幼児の保育の中で使用する制服等実費分を徴収致します。	実費 (30,000 円程度)
3、4、5 歳児	1,2 号認定子どもに係る教材費(消耗教材品)	保育の中で使用する実費を年度初めに徴収致します。	年額 (3,500 円程度)
3、4、5 歳児	1,2 号認定子どもに係る給食費 (幼児主食費)	保育中に提供する給食の材料費	月額 1,000 円
3、4、5 歳児	1,2 号認定子どもに係る給食費 (副食材料費)	保育中に提供する給食の材料費	月額 4,500 円
3、4、5 歳児	1,2 号認定子どもに係る月刊教材実費	主に教育を兼ねる教材購読本代	月額 400~420 円
4、5 歳児	フッ素うがい実費	4,5 歳児にて実施。嘱託医監修の下、平日の登園後に行う薬品代。	年額 150 円
5 歳児	宿泊保育費	宿泊保育に係る施設利用料等の実費	実費 (2,000 円程度)
全員	学校スポーツ健康センター保険掛金	万が一の保育中に起こりうる怪我の保証。	年額 300 円
会員	保護者会費	会員より選出された保護者会役員が夏祭り等の行事運営を行う。	月額 800 円
申込者	リース布団代	午睡用布団をリース希望の方	月額 1,500 円
該当児	その他の実費	上記以外に係る園が認める臨時行事等の実費	実費

2 時間外保育に係る利用者負担金

30 分単位 500 円/30 分